

# 開発・建築許可及び位置指定道路等のお知らせ

令和3年1月1日以降に提出される開発・建築許可及び位置指定道路等の申請書等について、原則押印が不要となります。又、下記の一部の図書は申請書への添付が不要となります。

## 1 押印が不要となる申請書等

- ・申請書、添付図書、委任状（調査用）、証明願等の押印は原則不要となります。
- ・様式の改正がありますので、ホームページでご確認してください。なお当面の間、旧様式での申請も受付いたします。

## 2 申請書への添付が不要となる図書

- ・①委任状 ②用途変更しない旨の誓約書 ③浄化槽排水誓約書 ④土地所有者承諾書 ⑤排水同意書 ⑥関係（工事の実施の妨げとなる）権利者同意書 ⑦贈与誓約書 ⑧取引先証明 ⑨事業の裏付資料の資格免許証の写し ⑩承認工事の承認書

※誓約書は添付不要になりますが、誓約内容については従前のとおりお守りいただかねばならないことは変わりありません。

※排水同意、関係権利者同意及び承認工事の承認は、配置図に同意若しくは承認されている旨を記載して下さい。

## 3 注意事項

- ・適用日以前に提出された申請書については、令和3年1月1日以降も添付図書の押印等が必要なものとしてご対応いただきます。
- ・行政書士法、建築士法等の他法令に基づいた押印は、他法令の決まりによります。

## 4 問合せ先

豊橋市役所建築指導課 開発審査グループ TEL 0532-51-2585